

○農林水産省告示第二千七百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年十二月二十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
京都府京都市 岡山県美作市	平成三十一年四月一日